

藤沢市公衆浴場法施行条例の一部改正について
藤沢市公衆浴場法施行条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）9月1日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
藤沢市公衆浴場法施行条例（平成24年藤沢市条例第32号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1の1の項第19号中「10歳」を「おおむね7歳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、公衆浴場の入浴者の混浴に関する意識、公衆浴場を営
業する者へのトラブル事例、幼児や小学生の性に関する意識や実態等に関し、国が
実施した調査研究の結果を踏まえ、公衆浴場の男女混浴制限年齢を改めることに伴
い、所要の改正をする必要による。